

## USPTO、審判請求における早期審理試行プログラムを延長

2021 年 7 月 19 日  
JETRO NY 知的財産部  
石原、赤澤

USPTO は 7 月 12 日付官報<sup>1</sup>で、特許審判部（PTAB）への審判請求（ex parte appeal）における早期審理試行プログラム（Fast-Track Appeals Pilot Program）の実施期間を延長すると発表した。

この試行プログラムは 2020 年 7 月に開始し<sup>2</sup>、申請を計 500 件受理した日、または 2021 年 7 月 2 日のいずれか早い日で申請受付を終了するとしていた。今回の発表では、試行プログラムの実施期間を 2022 年 7 月 2 日まで延長するとともに、500 件の上限を撤廃するとしている。このプログラムによる決定件数の四半期ごとの上限として設定された 125 件は維持する。

USPTO は 2022 年 7 月 2 日以降に試行プログラムを暫定的もしくは恒久的に延長するか、中止することができるとされている。

この試行プログラムは、申請が承認され早期審理が開始されてから 6 か月以内に決定を下すことを目標としている。通常の審理にかかる平均期間は、プログラム開始時の約 15 か月から短縮し、現時点で約 13 か月となっている。

試行プログラムの開始から 2021 年 6 月までの間に、162 件の早期審理について決定が下され、早期審理の申請が承認されてから決定までの平均期間は約 2 か月、PTAB が審判請求を受理してからの平均期間は約 6 か月であった。

四半期ごとの受付状況は試行プログラムのウェブページ<sup>3</sup>で公表されている。

（以上）

---

<sup>1</sup> <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2021-07-12/pdf/2021-14615.pdf>

<sup>2</sup> [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_Ipnews/us/2020/20200703\\_2.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2020/20200703_2.pdf)

<sup>3</sup> <https://www.uspto.gov/patents/ptab/fast-track-appeals-pilot-program>